

# 美園地区災害時支えあいプラン

項 目		内 容
支援体制	支援母体	美園地区町内会連合会
	実行主体	美園地区各单位町内会
	関係団体との連携及び協力	美園地区民生委員児童委員協議会、美園地区福祉のまち推進センター」と協力しながら取組みを進めます。
要支援者	(登録)対象者	① 80歳以上のひとり暮らしの方 ② 支援の必要性が高いと町内会が認めた方(障がいなどがあって、かつ、支援できる同居人がいない方など)
	要支援者の募集	①②とも、各单位町内会役員や民生委員、福まち推進委員が要支援者登録を呼びかけ、同意を得る方式で募集します。
支援者	支援者の確保	各町内会の役員が分担して支援者となり、要支援者と組み合わせします。
	支援者の役割	災害発生の恐れがある場合、もしくは災害が発生した場合に、自身と家族の安全を確保したうえで、①組み合わせの要支援者への情報提供、②各单位町内会が実施する避難支援活動を行います。 ※支援者が行う支援活動は義務ではありません。
情報の収集・管理	情報の収集	① 個人情報の利用目的(用途) 各町内会は、このプランを説明し、登録に同意を得た要支援者から得た情報を、支援者との組合せ台帳等の作成に使用します。 収集した個人情報は、このプランを推進する目的以外、また、要支援者及び支援者の生命、身体または財産の安全を守るための、緊急かつ、やむを得ないと認められる場合以外には使用しません。 ② 収集する情報の内容 別紙「要支援者カード」のとおり
	情報の管理ルール	収集した個人情報は、「美園地区災害時支えあいプラン 個人情報保護約」(別紙のとおり)に基づき、適正に管理します。

項	目	内 容
支援内容・支援活動	災害時の支援活動	<p>災害発生の恐れがある場合、もしくは災害が発生した場合、自身と家族の安全を確保したうえで可能な範囲で、各单位町内会は、行政機関、町内会連合会、関係団体と連携・協力し、要支援者に対し以下の支援を行います。</p> <p>【災害発生の恐れがある場合】 避難情報を知らせる。</p> <p>【災害が発生した場合(避難する場合を含む)】 ※以下の支援は必ず実施できると約束するものではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 要支援者の安否確認を行う。</li> <li>② 支援者が自ら行う登録緊急連絡先への安否通報を手伝う。</li> <li>③ 救助が必要な場合、関係機関や近隣者と協力し救助活動を支援する。</li> <li>④ 避難場所への誘導や避難場所での滞在支援を行う。</li> </ol>
	平時の活動	<p>町内会連合会、各町内会は、災害に備え次の取組を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 要支援者の募集・登録、及び支援者との組み合わせ(マッチング)</li> <li>② 登録情報の管理、必要に応じて行う登録者への情報提供</li> <li>③ 定期的な登録情報の点検(地区一斉に実施する要支援者への連絡)</li> </ol>
	防災・減災資源の活用	<p>災害発生時に活用できる地域資源(重機、ジャッキ、バール、井戸など)や人材(さまざまな資格や技術、経験を持つ人)の協力を要請します。</p>
避難場所	美園地区近郊の避難場所	<p>一時避難場所: 災害発生時に地域で一時集合する場所。または、一時的に退避して身の安全を確保する場所。 (市内小中学校のグラウンド、全ての公園)</p> <p>指定緊急避難場所: 災害の危険から緊急に逃れるための場所。一定規模以上の災害時には、夜間・休日でも市職員が避難所を開設(市立小・中学校)</p> <p>指定避難所: 一時的に非難者を収容する場所で、一定期間後は基幹避難所に統合。(公共施設、寺、神社) → 美園会館、豊龍寺、豊平神社</p> <p>広域避難場所: 大規模な火災が発生した時、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。(大規模な公園) → 豊平公園、月寒公園</p>

<p style="text-align: center;">検討 体制</p>	<p style="text-align: center;">美園地区災害 時支援対策会 議</p>	<p>支え合いの取組と本プランを管理するため、「美園地区災害時支援対策会議」を設置します。(必要に応じて、札幌市、社会福祉協議会、学識経験者の出席を求めます)</p> <p><b>【会議メンバー】</b> ※会議の議長は町内会連合会会長が務めます  (町内会連合会) 会長、副会長(2)、会計、防火・防災部長  (民生委員・児童委員協議会) 会長  (福祉のまちづくり推進センター) 会長、運営委員長</p>
--	--	--

※H22.9.13 策定、H22.12.1 改正、H23.10.1 改正、H30.10.1 改正

**【問合せ先】**

「美園地区災害時支えあいプラン」の内容については、お住まいの地区の町内会長もしくは、美園まちづくりセンター(Tel.811-4119)へお問合せ願います。